

委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(小林菊三君) 日程第十五議案第十二号福生市防災会議条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。
(市民部長 生子国利君登壇)

○市民部長(生子国利君) 議案第十二号福生市防災会議条例の一部を改正する条例について、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

本条例は、災害対策基本法に基づきまして制定されておりまして、会議を構成されておりまして委員の中で、消防庁関係につきましても委員は、現在、条例上東京部関係職員中に包含され任命いたしておりますが、今回、これを改め、明文化し、防災会議の組織運用の円滑と推進を図ろうと、このことが今回の改正の趣旨でございます。

内容を申し上げますと、まず第三條第五項中七号を八号として、それが、れ一号ずつ繰り下げまして、二号の次に四号といたしまして、「東京部消防庁の消

防吏員のうちから市長が任命する旨を挿入いたします。なお、それに伴いまして五項第七号並びに八号が順次号数が改正になりますので、それに伴いまして任期が変わっておりますので、これらを整理しようということでございます。以上が内容でございます。附則にございまして、この条例は公布の日から施行しようというふうなことがございまして、

以上難駁でございますが、原案どおり御可決くださいますようお願いいたします。まして、説明を終わります。

○議長(小林菊三君) 以上で提案理由の説明は終わりました。これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終ります。

○五番(東浦春浪君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第十二号については、厚生委員会に付託されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) お諮りいたします。

ただいま東浦春浪君から、本案は厚生委員会に付託された、今日の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。 ようて議案第十二号は、厚生

委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(小林菊三君) 日程第十六議案第十三号福生市印鑑条例を議題
といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(市民部長 生子国利君登壇)

○市民部長(生子国利君) 議案第十三号福生市印鑑条例について、提案理由とその内容につきまして、御説明申し上げます。

まず法的関係につきましては、印鑑登録証明に関する事務は、地方自治法の規定に基づきまして、市町村の処理すべき公共事務とされており、こ

れに関しましては統一的な基本法というものは制定されておらず、もっぱら市町村の各例の規定に一任されております。

当市としても、昭和三十一年に条例を制定いたしまして、以後数回の改正を行い、現在の間接証明方法によりて行っておりますが、最近の社会生活状況の変化に伴いまして、現行の証明制度についても不合理な点もあり、特に問題としては、申請人が本人であること、また本人の意思によるものであることの確認が非常に困難であること。また証明を求めようとする印鑑と印影の同一性を肉眼照合によりて確認することが正確性を期しがたいこと。また代理人関係における委任状及び代理人選任届の取り扱いにも問題がありまして、担当職員といたしましても慎重の上にも慎重を重ね事務処理を行っておりますが、最近、各地における印鑑証明による不正事件の発生による損害賠償問題が、急を迫うことに深刻となっております。これらの事件が、あたかも市町村の発行する印鑑証明そのものに起因するがごとき印象を受けるようになっておる状態でございます。

そこで、こうした不合理を解消し、合わせて不正使用の防止をとることに、よ

て住民の権利を保護すると同時に、責任の範囲を明確にするため、自治
省は行政指導として印鑑登録証明事務処理要綱を作成し、漸進的
にこの要領に準拠して事務を処理されるよう都道府県を通じて市町村
に通達が出された次第であります。当市としてもこれを受けて新制度に
切りかえ、印鑑証明事務の万全を期するため、本条例の改正を提案いた
した次第でございます。

内容について御説明申し上げますと、まず第一条の目的につきましては、旧条例
例とほぼ同様でございます。

それから第二条につきましては、登録の資格におきまして、今回、十五歳未満
の者より林業漁業者を除き、ということを明文化して、その旨につきましては登録
資格はないということをはっきり明文化したわけでございます。

それから第三条におきましては、登録の方法で、旧条例とほぼ内容は同じ
でございます。

それから第四条以降が変わりまして、登録の申請の確認ということと、これ
はいずれにしても本人が直接そこで確認をするわけですが、二項に文書でもつ

て、これを照合による確認をするということとでございます。したがって三項にお
きましては、この確認の方法を例外的に規定したもので、本人が参りますれば、
そこに一号から三号にございましており、それぞれ証明等によりてそこで登録が
できるというふうなシステムになったものでございます。

それから第五条につきましては、登録でございますが、これも旧条例とほとんど
同じでございますが、新たに登録番号と男女別の明確化が出ておるわけであ
り、それから第六条につきましては、登録の制限といたしまして、それぞれの一号から
六号までございしますが、特に今回、この改正に伴って変わる点は第四号の印鑑の
サイズがいままで七ミリ以上二十ミリまでであったものを、今度は八ミリ以上二十五
ミリまでを認めるということで登録ができることになって大きく変わったわけ
です。

それから第七条につきましては、印鑑登録証の交付の措置です。

それから第八条につきましては、印鑑登録証の証明書との引きかえでござい
ますが、これは登録証がなくなったような場合、あるいはきういった盗損したよう
な場合には、引きかえができるということとでございます。

第九条につきましては、印鑑登録の亡失の届け出でございします。

それから第十一条におきましては、これが氏名、生年月日、住所、届け出の義務の現定等でございますが、これらを職権で処理ができるような措置を講じておきます。

それから第十二条につきましては、登録の廃止の申請でございます。

それから第十三条につきましては、登録の消除、これは、ここに一号から五号までございますような関係につきましては、すべてそれを消除できるということでございます。

それから第十四条の代理人の関係につきましては、これは代理人でも申請はできる。したがって登録もできる証明も受けられるということでございますが、ただ厳格になつてゐるということだけ違つてます。

それから第十五条につきましては、申請と交付の要領でございます。

それから第十六条の調査は、職員がこの調査に当たることができると、一切の関係につきまして身分を明らかにしまして調査ができるようになっております。

それから第十七条の調査は、職員がこの調査に当たることができると、一切の関係につきまして身分を明らかにしまして調査ができるようになっております。

それから第十八条の禁止として、これは前の条例と同じでございますが、印鑑条例そのものの証明の閲覧はさせない、ということに限定しております。

それから委任につきましては、詳細的にはさらに市規則をもちまして、さらに具体的なものにつきましては市規則にゆだねられております。

それから十九、附則といたしまして、五十五年——本年の十月一日から施行しようというものでございまして、それまでが準備態勢に入る。

それから経過措置としまして、その間における印鑑を、いままでも登録している者につきましては、五十六年——本年の九月の三十日までの間、一年間も余裕を置まして、その間において印鑑の登録をしない、というもので、すでに登録している者については、これをこの経過期間中においてはそのまま登録ができる、というふうな手続の簡便化を図っております。

それからさらに、同一の印鑑の登録を受けようという者は、本人であるか確認ができることについては、これはやはり現在登録している者において、これを認められた場合には、新たないままでの新条例による手続をしなくてもよろしい、というふうな救済措置がございします。

それから最後の三項におきましては、氏名、あるいは大キヤウ、その他につきまして、いま現在登録をしております印鑑、セミリ以上二十ミリまでについてはそのままで、来月の九月の三十日まで登録が行われるような場合においては、その印鑑をそのまま適用できるとし、新たにいくらなつてもよろしい、ということを救済しております。以上が今回の各条例の改正の概要でございますが、経過措置として一応一項から四項までございまして、それだけの措置をして登録がえの印鑑の新しい各条例に切りかえた、というふうな考え方でございます。

以上雑駁でございますが、原案どおり御可決くださいますようお願いを申し上げまして、説明にかえさせていただきます。

○議長(小林菊三君) 以上で提案理由の説明は終わりました。
これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終わります。

○五番(東浦春浪君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第十三号については、厚生委員会に付託

されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) お諮りいたします。

ただいま東浦春浪君から、本案は厚生委員会に付託された日の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって議案第十三号は、厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(小林菊三君) 日程第十七議案第十四号福生伝染病院組合規約の一部を変更する規約を議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

(市民部長 生子国利君登壇)

○市民部長(生子国利君) 議案第十四号福生伝染病院組合規約の一部を変更する規約について、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

議二十二

議十四

議十五

議十六

議十七

議十八

議十九

議二十

議二十一

規約の改正の骨子とする点は、まず一点が福生加美平土地画数正理事業に伴いまして事務所の地番の変更が行われたので、まず事務所の地番の変更、でございます。

第二点といたしましては、組合の管理者及び副管理者は、議会において選任されておりますが、一部事務組合における管理者、副管理者については、執行機関としての責務の関係と組合議会運営上を考慮し、今後、執行機関のみにいて選任を行えるよう、改正しようとするものであります。

第三点につきましては、監査委員の議員選出以外の委員の資格要件であります。知識経験者を知識経験者に自治法の改正が行われ、未整理のため、この際、改正しようとするものでございまして、この三点を組合規約の変更をしようというものでございます。

内容につきまして御説明申し上げますと、まず第四条中「大字福生一千三百七十八番地」を「加美甲一丁目六番地」に改める。それから第八条を削りまして、第八条の二を第八条とするということでございますが、これは組合の議員の選挙の期日は、組合管理者がこれを定めることになっておりますが、これは必要

ないということと削除いたしております。それから第十条第一項を「この組合の管理者及び副管理者は、組合市町の長の互選による」というふうに変えた、ということ、先ほど申しましたとおり第二点目でございまして。

それから第三点目につきましては、自治法がすでに改正されておまして、「議員及び知識経験を有する者の中から」と「議員及び知識経験を有する者の中からそれぞれがれ」に改めるといふふうに改正したい。

それから附則につきましては、この規約につきましては、各組合の加入市町村の議決が終りまして、都知事の許可のあった日から施行しようということでございます。

なお、二項におきましては、すでに旧規約におきましてそれぞれ決められております。管理者、副管理者並びに監査委員につきましては、この規約が改正された場合において、これを管理者、副管理者、監査委員とみなすというみなし規定を附則の最終に入れてあるわけでございます。

以上雑駁でございますが、今回の組合規約の変更の内容でございます。原案どおり御可決くださいますようお願い申し上げます。説明を終わらせていただきます。

○議長(小林菊三君) 以上で提案理由の説明は終わりました。
これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終わります。

○五番(東浦春浪君)

この際、動議を提出いたします。
ただいま議題となっております議案第十四号については、委員会付託及び討論を省略し、原案のとおり可決されることを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君)

お諮りいたします。

ただいま東浦春浪君から、本案は原案どおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君)

御異議なしと認めます。

よって議案第十四号は、原案どおり可決いたしました。

~~~~~

○議長(小林菊三君)

日程第十八議案第十五号青梅、羽村、福生地区都市下水路組合規約の変更についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(建設部長 浅見裕康君登壇)

○建設部長(浅見裕康君) 御指名をいただきましたので、議案第十五号青梅、羽村、福生地区都市下水路組合規約の変更について御説明申し上げます。

今回御提案申し上げました提案の理由としては、都市下水路組合の正副管理委員の選任方法を変更するためのものでございます。  
内容につきまして御説明申し上げます。

第十号の第一項の中に、「組合議会において関係市町の長の中より選任する」という選任方法を「関係市町の長の互選による」というように改めようとするものでございます。

なお附則におきまして、この規約は、東京都知事の許可があった日から施行する。それから二項におきましては、現に管理委員及び副管理委員として選任されている委員は、変更後の規約の規定によりまして、選任された管理委員及び副管理委員と

みなすという事項がござうたわけであります。

以上、まことに雑駁でございましたが、議案第十五号の提案理由の説明にかえらせていただきます。

よろしくどうぞ御審議を賜りまして、原案どおり御確定くださるようお願い申し上げます。

○議長(小林菊三君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終わります。

○五番(東浦春浪君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第十五号については、委員会付託及び討論を省略し、原案のとおり可決せんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) お諮りいたします。

ただいま東浦春浪君から、本案は原案どおり可決されたい旨の動議が提

出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって議案第十五号は、原案

どおり可決いたしました。

○議長(小林菊三君) 日程第十九議案第十六号西多摩衛生組合規約の一部を変更する規約を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(市民部長 生子国利君登壇)

○市民部長(生子国利君) 議案第十六号西多摩衛生組合理約の一部を変更する規約、先ほど御可決いただきました前議案第十五号と同様の内容でございます。内容的には、第九条第二項を次のように改めまして、「管理者及び副管理者は、組合市町の長の互選による。」ということで、都市下水路と同様な措置をしたということでございます。附則におきまして、東京都知事の許可があった日、あるいは二項におきまして、みなし規定といたしまして、管理者及び副管理者が

それだけの新しい規約に基づいた者とみなすということで、議案第十五号と同様の趣旨でございます。

以上推駁でございますが、原案どおり御可決くださいますようお願い申し上げます。以上、説明にかえらせていただきます。

○議長(小林菊三君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終わります。

○五番(東浦春浪君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第十六号については、委員会付託及び討論を省略し、原案のとおり可決せんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) お諮りいたします。

ただいま東浦春浪君から、本案は原案どおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって議案第十六号は、原案

どおり可決いたしました。

○議長(小林菊三君) 日程第二十議案第十七号東京都市町村議会議員公

務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(企画財政部長兼総務部長 上野重勝君登壇)

○企画財政部長兼総務部長(上野重勝君) 御指名をいただきましたので、議案第十七号東京都市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、提案理由とその内容につき、御説明を申し上げます。

この一部事務組合は、地方公務員災害補償法の規定に基づき、組織市町村の議会の議員の公務上の災害、または通勤による災害に対する補償事務

を共同処理するために、昭和四十二年に設立された一部事務組合でございます。事務所は東京自治会館の中にあり、また本組合の現在の加入市町村はいわゆる新市と三多摩地域及び島嶼の町村の全部で二十三市町村でございます。御案内のとおり、昨年の四月に小笠原村が誕生いたしました。小笠原村に議会の制度が取り入れられましたので、これに伴いまして、小笠原村長から本組合に加入させようという旨の申請がございましたので、関係市町村の協議によりまして、本会のとおり組織する地方公共団体の数の増加及び組合規約の変更を行ない、東京都知事の許可のあった日から施行したいとするものでございます。

以上、大変雑駁でございますが、提案理由の説明といたします。

○議長（小林菊三君）

以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君）

以上で質疑を終わります。

○五番（東浦春浪君）

この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第十七号については、委員会付託及び討論を

省略し、原案のとおり可決されんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君）

お諮りいたします。

ただいま東浦春浪君から、本案は原案どおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君）

御異議なしと認めます。よって議案第十七号は、原案

とおり可決いたしました。

○議長（小林菊三君）

日程第二十一議案第十八号東京自治会館組合規約の一部

変更についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

（企画財政部長兼総務部長 上野重勝君登壇）

○企画財政部長兼総務部長（上野重勝君）

議案第十八号東京自治会館組

合規約の一部変更について、提案理由とその内容について説明を申し上げます。